

社会福祉法人定款変更認可書

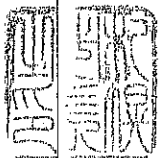
社会福祉法人 札幌光明園

令和6年6月18日付けで申請のあった定款の変更については、社会福祉法
第45条の36第2項の規定に基づき認可します。

令和6年（2024年）8月30日

札幌市長

秋 元 克 広



様式2

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地	北海道札幌市白石区菊水8条3丁目3-18	
	名称	社会福祉法人 札幌光明園	
	代表者の氏名	理事長 真鍋 尚美	
申請年月日		令和6年6月18日	
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	(目的) 第1条 第二種社会福祉事業 保育所 まこと保育所の経営	(目的) 第1条 1 第二種社会福祉事業 (イ) 保育所 <u>こども園まことの経営</u> (ロ) 一時預かり事業の経営 (こども園まこと)	・名称の変更 ・事業の追加
	(責任の免除) 第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによつて生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる。	(責任の免除) 第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによつて生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる。	・社会福祉法の条項の変更
	(資産の区分) 第29条 (2) 札幌市白石区菊水8条3丁目88番地2、88番地3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 <u>まこと保育所 園舎1棟</u> (1階 575.65㎡ 2階 499.18㎡) (3) 札幌市白石区菊水8条3丁目88番地2の <u>まこと保育所園庭敷地</u> (485.50㎡)	(資産の区分) 第29条 (2) 札幌市白石区菊水8条3丁目88番地2、88番地3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 <u>こども園まこと 園舎1棟</u> (1階 575.65㎡ 2階 499.18㎡) (3) 札幌市白石区菊水8条3丁目88番地2の <u>こども園まこと敷地</u> (485.50㎡)	・名称の変更 ・名称の変更 ・土地の表記の誤記の修正 ・土地の用途の修正

社会福祉法人 札幌光明園 定款

北海道札幌市白石区菊水8条3丁目3番18号

社会福祉法人 札幌光明園

年 月 日 變更

社会福祉法人 札幌光明園 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

1. 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所 こども園まことの経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営（こども園まこと）

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 札幌光明園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道札幌市白石区菊水8条3丁目3番18号に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員を7名置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める報酬基準に従い、交通費等の実費を支給することを妨げない。

第3章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、その都度評議員の互選で定める。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後、3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める報酬基準に従い、交通費等の実費を支給することを妨げない。

(責任の免除)

第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職 員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、理事長に代わり出席した理事が記名押印する。

第6章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 100万円

(2) 札幌市白石区菊水8条3丁目88番地2、88番地3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
こども園まこと 園舎1棟（1階 575.65㎡ 2階 499.18㎡）

(3) 札幌市白石区菊水8条3丁目88番2のこども園まこと敷地（485.50㎡）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、札幌市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、札幌市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、札幌市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を札幌市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法・その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人 札幌光明園の掲示場に掲示するとともに、官報、又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	明	野	久	遠
理 事	水	岡		薫
理 事	加	藤		真
理 事	水	岡	百 合	子
理 事	加	藤	尚	子
理 事	二	輪	佐 智	子
監 事	安	井	キ	ヨ
監 事	安	井	ト ミ	コ

- 2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日以降に就任する評議員を施行日前に選任する場合は、第6条の例によらなければならない。

社会福祉法人 札幌光明園 評議員会議事録

1. 日 時 令和6年 6月 18日 (火) 午後3時 ~ 4時30分
2. 場 所 札幌市中央区北2条西1丁目1番地
ニューオータニイン札幌 3F 青葉

3. 出席総数 8 名

出席評議員 6 名 島田 正則 谷藤 俊哉 大宮 和基
石本みずえ 稲葉 裕子 佐藤 桂子

出席理事 1名 真鍋 尚美

出席監事 1名 加藤 道子

[議事録の作成にかかわる職務を行ったものの氏名 真鍋 尚美]

4. 議 案 議案第1号 令和5年度 事業報告等・決算報告
議案第2号 監事監査報告
議案第3号 令和6年度 事業計画・予算案
議案第4号 定款の変更
報告事項 職員の状況について
認定こども園の給付費の仕組みについて

5. 開 会

開会に先立ち、理事長 真鍋尚美氏より「本日は加藤なつみ評議員が所用により欠席とのご連絡を承っております。令和5年度は保育所型認定こども園に移行した初年度となります。基本は保育所なのですが1号認定児を受け入れるという事が制度上で言えば定員110名の保育所と定員15名の幼稚園が一つの園舎内に存在しているというイメージになります。移行してみて分かったことについては報告事項でお伝えします。」と挨拶を述べる。

次に互選により議長が選任される。前回に司会を務めた島田評議員が谷藤評議員を推薦し、議場に承認を諮ったところ、満場一致で承認される。谷藤評議員は議長として開会を宣し、議事録署名人として稲葉裕子・佐藤桂子両氏を指名し承認を諮ったところ、満場一致で承認される。

議案及び議事顚末

① 議案第1号 令和5年度 事業報告及び決算報告

議長は別添資料1及び「事業・会計報告」を上程し、理事長に説明を求める。

理事長は、事業報告についてこども園に移行したことで園内体制の管理職が園長・副園長の2名となり、主幹保育教諭、主任保育士、主任保育教諭等、職名が変更になったが業務分掌等に大きな変化はなくスムーズに移行できたことが報告される。また、保育士の募集に関してはなかなか成果が得られなかったがそれでも個人的な紹介で10月に1名、飛び込みで12月に1名採用することができ年度後半で0歳児を受け入れられた。施設整備・備品購入は会計的な厳しさもあり必要最小限にしたが、夏季の気温が高く急遽4歳児クラスにエアコンを設置、その後冷房設備の補助金が出ることとなったため各保育室に設置致したこと、コロナも徐々に収まってきたことで研修も増え、昨年度よりは参加できるようになってきたことなどを報告する。

次に決算に関する説明を行う。

貸借対照表、資金収支計算書、および財産目録、固定資産管理台帳等の資料を基に説明を行う。

「事業活動の収入計が188,289,543円に対し、事業活動支出計が173,409,732円で収支差額は14,879,811円と収入が上回りました。昨年比では3,000万ほどの増収になり、人件費の占める割合は昨年度の90%から79%となりました。北洋銀行からの借入金1,500万円も返しましたので、決算としては150万ほどの赤字となっておりますが、次年度以降は昨年度のような厳しい状況から抜け出せるものと期待し、経営としての安定性を取り戻せることを期

待しております。」

議長は改めて議場に事業報告・決算報告について質問・意見等を議場に問うが、特に質問は出されなかった。議長は「議案第1号 令和5年度 事業報告及び決算報告」について承認を議場に諮ったところ、満場一致で承認・可決された。

◎ 議案第2号 監事監査報告

議長は監事の報告を求めた。

監事の加藤氏より「監事監査実施の結果、令和5年度については先程の報告の通り、後半は会計の面も落ち着いてきております。保育関係は職名等の変更はありますが変わらず経験豊富な保育士・保育教諭を中心に安定した保育が提供できていたとご報告いたします。また、補足ですが令和6年度は人事的な面でもさらに安定してきておりますことをお伝えします。」

議長は提示された「議案第2号 監事監査報告」についても一度議場に質問・意見等を問うが、特に出されなかった。そこで議長は議案第2号の承認を議場に諮ったところ、満場一致で承認・可決された。この議決後、加藤監事は議場より退出する。

◎ 議案第3号 令和6年度 事業計画・予算案

議長は別添資料2を上程し説明を求める。

理事長は「昨年同様、定員は1号認定15名、2号3号認定110名の計125名です。」

6月1日現在の園児の状況は、1号認定児が14名、2・3号認定児は標準78名、短時間20名の98名、合計112名です。今年度は短時間認定の子ども達が多く、1号認定児が昨年より数名多いです。

2・3号認定児は入・転・退園等の動きが多いのですが、現在は昨年度と結果的に同数です。今後、数名の入園が予定されています。

今年度は新卒の保育士3名と経験者1名を採用いたしましたので、職員数での状況は改善してきており、4名とも熱心に保育業務に携わっていることを報告致します。

事業計画では、まだまだ資金的な余裕が乏しいこともあり、必要最小限と考えられる事柄に対しての支出をと考えています。ただ、職員研修に関しては道外研修も含めコロナ期に途切れた計画的な職員個々のスキルアップを考えた研修に参加できるように配慮致します。

園の運営上の変更点として「1号認定児の9時～13時の教育時間の前後30分を保育時間としていたのですが、特に帰りが降園する迄に時間を要するため「打合せ・会議・休憩」等の時間に食い込むことが多く時間を15分繰り上げ13時15分迄の保育時間としたこと（資料の重要事項説明書6・7ページ参照）、次に食材料費の高騰を受け副食費を200円値上げすること、第3者委員が変更になったことなどについて2月に説明会を開催し保護者の同意を頂いて変更いたしました。後、2名の理事が交替されたことはホームページでご確認くださいと伝えました。」と述べる。

ここまでの事業計画について質問を議場に問うが特に質問は出されなかった。

理事長は「それでは次に、予算について説明いたします。昨年度の給付費の実績から考えて、今年度は年度の初めから1号認定児数が多いこと、0歳児数が昨年より早く定員に達するのではないかと予想から700万程の増額を見込んで予算を立てております。支出に関しては令和5年度の実績をベースにして考えております。もちろん、同様に推移するかどうかはその時々で変わってくるとは思いますが、もし順調に推移した場合、収支差額で繰り越した額をそのまま支払資金に繰り入れて、残高にもう少し余裕が出ることを期待しております。増改築以降の令和3～4年度の厳しい状況が少しでも改善の方向に向かうことを願っております。

また、園の維持管理についての大きな変更がありました場合や国の方針による差異が大きくなるような場合、9月期の資金状況が厳しい場合は、その都度理事会にご報告し、必要な場合は補正予算を組みたいと思います。」と述べる。

以上の説明を受け、議長は提示された「令和6年度 事業計画及び予算案」についての質問を議場に問うが特に質問は出されなかった。

議長が議案第3号「令和6年度 事業計画・予算」について、議場に諮ったところ、満場一致で承認可決される。

◎ 議案第4号 定款の変更

理事長より別添資料3「定款変更認可申請書」「定款(案)」について申出がある。

「昨年も定款の変更について議題に上げ承認を頂きましたが、変更について所轄庁に連絡した所、手続き上の不足な点や内容の不備があり、さらに評議員の皆様へ提示した資料にも不足がございましたので、再度議題として挙げさせて頂きました。」と述べ「認可申請書を基に変更点について定款変更認可申請書に基づき1点ずつ確認させて頂きます。」と申請書に基づき「目的」「責任の免除」「資産の区分」の文言について1点ずつ変更点を確認する。

確認後、議長が「定款の変更」について質問・意見等を問うが特になく、改めて「定款の変更」について議場に諮ると、満場一致で承認可決される。

7. 報告事項

理事長より令和6年度採用の職員について報告される。

「新卒採用が3名、短期大学(2年制)専攻科卒(3年制)4年制大学(保育士資格のみ)と3名とも新卒ですが年齢は異なります。経験者が1名、海外の幼稚園・市内の幼稚園での勤務経験があります。その4名に加えて4月中旬から週3日実働5時間勤務の保育教諭、5月上旬から週3日同じく5時間勤務の看護師を採用しました。採用については以上です。次に保育者1名が6月末での退職を申し出ております。その他、管理栄養士が7月末に出産予定で産休には6月中旬に入る予定です。」

「次に、収入増に至った給付費の構造についてご説明申し上げますので別添資料4をご覧ください。」

「認定こども園の給付費の中には2・3号認定児に対する保育単価と1号認定児に対する保育単価があることを1号の単価内訳と2・3号の単価内訳の表を見比べて頂きたいと思います。基本分単価だけでも単純計算すると3・4・5歳児において一人あたり4,400円位の差があることとなります。この保育単価としての状況を考えると開所12時間の保育・教育と更に保護者支援を担っている保育所の単価と、4時間の教育時間のみの幼稚園単価にこれほどの差がつけられていることには保育者として納得はいかない思いはありますが、そのおかげで会計的に改善しつつあるのも事実です。私立・公立共幼稚園に奉職していた経験をもつ者として職責・職能を考えると保育士職の方が格段の高いスキルが必要であると考えています。それにも関わらず単価から分かる保育士職・保育所の社会的評価の低さや、経営の苦しさを考えると忸怩たる思いがあります。」と述べる。

8. 閉 会

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は午後4時30分閉会を宣した。

この評議員会議事録の正確を期するために次の通り議長及び議事録署名人は署名捺印をする。

令和6年 6月18日

社会福祉法人 札幌光明園 評議員会

議 長

谷 藤 俊 哉



議事録署名人評議員

佐 藤 桂 子



議事録署名人評議員

楠 葉 裕 子



札子保第 1018 号

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日

社会福祉法人 札幌光明園

理事長 真鍋 尚美 様

札幌市長 秋元 克広



認定こども園認定通知書

令和 4 年 11 月 17 日付けで申請のあった認定こども園の認定について、下記の
とおり認定しますので通知します。

記

- 1 事業者番号：0110001000683
- 2 事業所番号：0110051002001
- 3 施設名：こども園まこと
- 4 所在地：札幌市白石区菊水 8 条 3 丁目 3 番 18 号
- 5 認定こども園の種類：保育所型認定こども園

6 定員：

区分	人数
満 3 歳以上（保育を必要としない）	15 人
満 3 歳以上（保育を必要とする）	60 人
満 3 歳未満（保育を必要とする）	50 人

- 7 児童受託区分：生後 5 か月から就学前まで
- 8 認定年月日：令和 5 年 4 月 1 日

【担当】

札幌市子ども未来局 支援制度担当部

保育推進課 施設整備担当係 高橋 TEL211-2346

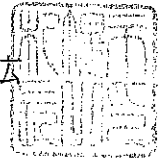
札幌市保第 1019 号

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日

社会福祉法人 札幌光明園

理事長 真鍋 尚美 様

札幌市長 秋元 克広



特定教育・保育施設確認通知書

令和 4 年 11 月 17 日付けで申請のあった特定教育・保育施設の確認について、
下記のとおり通知します。

記

- 1 事業者番号：0110001000683
- 2 事業所番号：0110051002001
- 3 確認年月日：令和 5 年 4 月 1 日
- 4 施設種別：保育所型認定こども園
- 5 事業所名：こども園まこと
- 6 住 所：札幌市白石区菊水 8 条 3 丁目 3 番 18 号
- 7 利用定員：

区分	人数
1 号認定（3 ～ 5 歳）	15 人
2 号認定（3 ～ 5 歳）	60 人
3 号認定（0 歳）	12 人
3 号認定（1 ・ 2 歳）	38 人

【担当】

札幌市子ども未来局 支援制度担当部

保育推進課 施設整備担当係 高橋 TEL211-2346

札幌市保第 1020 号

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日

社会福祉法人 札幌光明園

理事長 真鍋 尚美 様

札幌市長 秋元 克広



特定子ども・子育て支援施設等確認通知書

令和 4 年 11 月 17 日付けで申請のあった特定子ども・子育て支援施設の確認
について、下記のとおり通知します。

記

- 1 確 認 年 月 日 令和 5 年 4 月 1 日
- 2 設 置 者 名 社会福祉法人 札幌光明園
- 3 施 設 名 こども園まこと
- 4 施設・事業種別 預かり保育事業、一時預かり事業
- 5 所 在 地 札幌市白石区菊水 8 条 3 丁目 3 番 18 号

【担当】

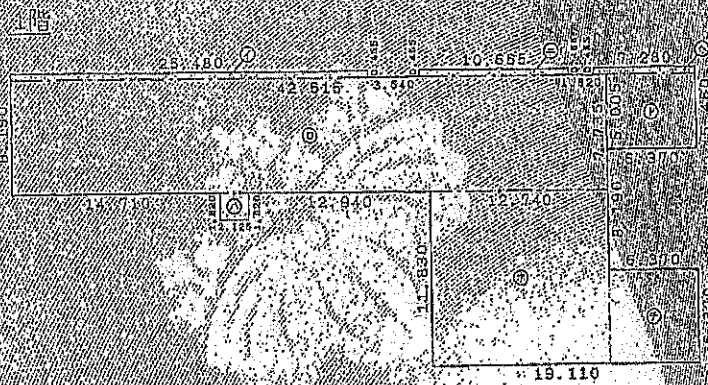
札幌市子ども未来局 支援制度担当部

保育推進課 施設整備担当係 高橋 TEL211-2346

登記年月日：令和2年10月8日

これは図面に記載された内容と証明した書面とを
令和4年2月28日
札幌市役所白石出張所

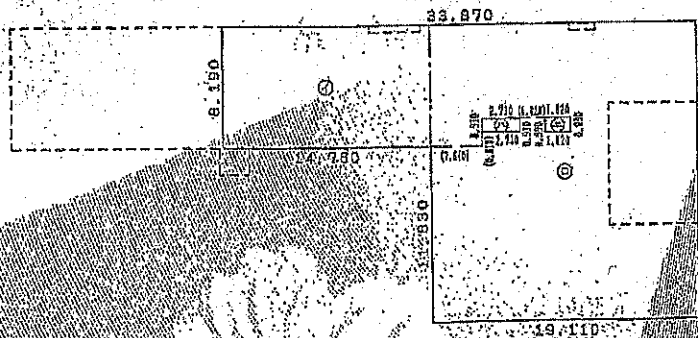
各階平面図



面積表			
①	25.180	×	0.455
②	2.515	×	7.735
③	2.125	×	10.820
④	10.655	×	0.455
⑤	12.740	×	11.830
⑥	7.280	×	0.455
⑦	6.370	×	5.005
⑧	6.370	×	6.370
計			575.652350

床面積 575.65 m²

2階



面積表			
①	19.750	×	8.190
②	19.110	×	20.020
③	2.730	×	0.910
④	1.620	×	0.690
計			499.180500

床面積 499.18 m²

作成者

(令和2年10月5日作成)
札幌市白石区本通6丁目北1番23
土地家屋調査士 渡辺 和



縮尺

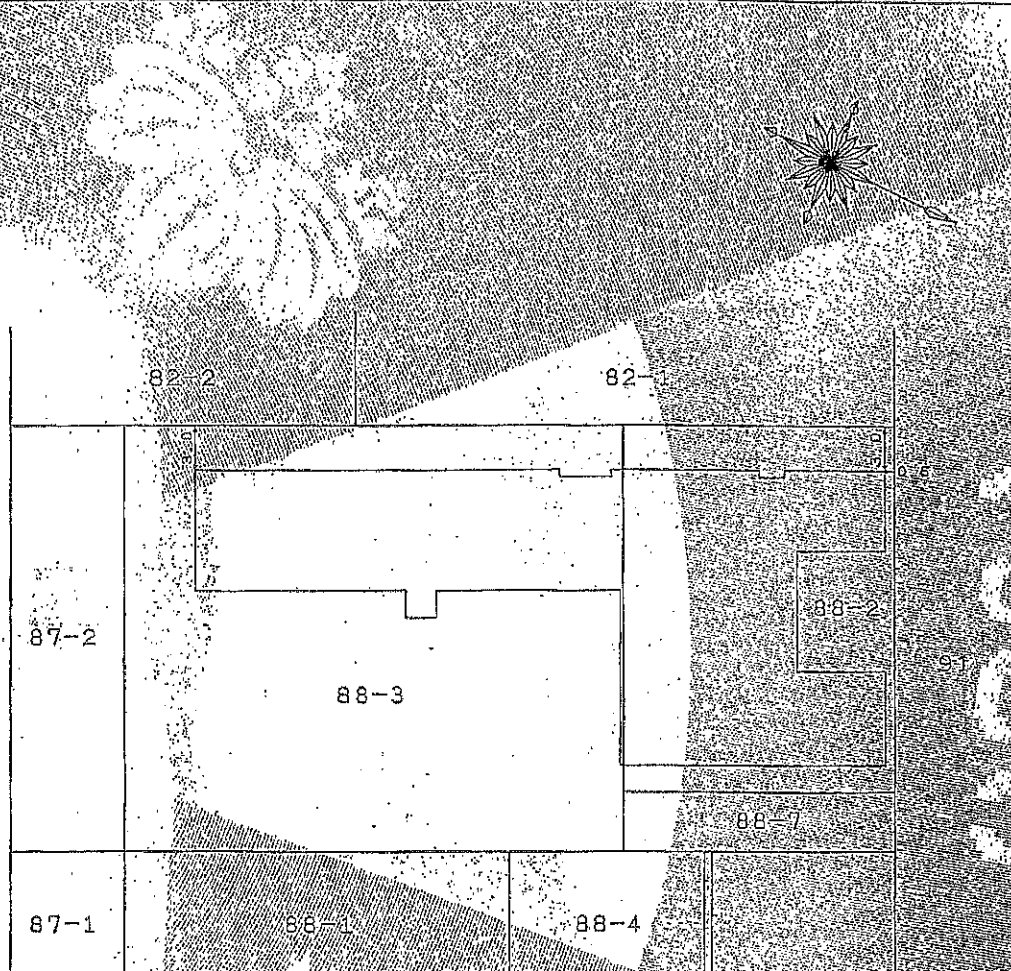
1/500



家屋番号	88番2
------	------

建 物 図 面

建物の所在	札幌市白石区菊水3条3丁目 88番地2、88番地3
-------	---------------------------



出 発 人	社会福祉法人札幌光明園 理事長 真鍋 尚美	縮 尺	1/500
-------	--------------------------	-----	-------



THESE

- [illegible]



• 49 页的表示

二、保商所收建築工程

新加坡政府印刷局	新加坡政府印刷局
新加坡政府印刷局	新加坡政府印刷局

札幌市中央区北四条西六丁目1番地の3
一級建築士事務所 志留道知事監獄 (石) 第428号
札幌市中央区北四条西六丁目1番地の3 第193611号 新尾 茂美

臨終時志願
錄

